

第24回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年5月27日(金) 午後3時59分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年5月27日(金) 午後3時59分
2. 閉会時間 令和4年5月27日(金) 午後4時21分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長)北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏名
3	鳥田 誠吾

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
中央	稲田 俊夫	杉谷	堀川 邦夫	三会	榊 廣
三会	山口 清則	三会	田上 富康	三会	林田 了星
東空閑	本多 正典	高野	吉田 純弘	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	久原	本田 敏博	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農地改良等届について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について

- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
- 第6号議案 土地改良事業に参加する資格について
- 第7号議案 令和3年度の「点検・評価」（案）及び
令和4年度の「最適化活動の目標」（案）について

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第24回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、3番 鳥田 誠吾 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、7番 大川 徳昭 委員、8番 宮崎 光男 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、5件 9筆 7,588平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 2筆 570平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 4筆 2,061平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 664平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、 26,955平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、耕運機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、28年の農作業暦があります。申請地も含め、ニッコウヒバ、花柴を作付し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について説明します。

当初計画では、令和……付け長崎県指令……号で貸住宅用地として許可を受けていましたが、建築棟数を……棟から……棟へ変更したいとの申請です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地 1, 080平方メートルを譲り受け、飼料置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は水路及び道路、西側は農地となっております。
現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから9ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 8件 12筆 11, 767平方メートル

耕作権の再設定 9件 12筆 9, 936平方メートル

合計 17件 24筆 21, 703平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の10ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、9筆、11,599平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

次に、第6号議案、土地改良事業に参加する資格について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

三会原第3地区県営水利施設等保全高度化事業に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は別添③をご覧ください。

対象者は9名、9筆、面積約0.6ヘクタールです。

今回の分は農業用排水施設工種事業の追加分であり、農業委員会が証明を行った3条資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業が行われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、証明書を発行することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

次に第7号議案、令和3年度の「点検・評価」（案）及び令和4年度の「最適化活動の目標」（案）について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、令和3年度の「点検・評価」（案）及び令和4年度の「最適化活動の目標」（案）について説明いたします。

別添④の資料をご覧ください。

この「点検・評価」及び「最適化活動の目標」につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する「点検・評価」結果及び次年度の「最適化活動の目標」を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

始めに、令和3年度の「点検・評価」（案）について説明いたします。

主要な部分を説明いたします。

1ページは、令和3年4月1日現在の「島原市農業委員会の状況」で、「1 農業の概要」は、農地面積、農家数、農業者数等を、「2 農業委員会の体制」は、農業委員、推進委員の定数・実

数等を記載しております。

2ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、「2令和3年度の目標及び実績」で、達成率が97.93パーセントとなっております。

3ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、「2令和3年度の目標及び実績」で、参入実績が5経営体の2.5haです。また、親元就農や嫁入による新規就農者は13人を確保することができております。

4ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、「2令和3年度の目標及び実績」で、解消目標が1.0ヘクタールに対して、実績が1.5ヘクタールとなっております。主なものは、自己保全管理や農業用施設へ転用されたことによるものです。

5ページをご覧ください。

「違反転用への適切な対応」につきましては、令和3年度実績は「0」です。今後も再発防止に向け、関係機関との連携、広報周知に取り組んでまいります。

6ページをご覧ください。

「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、令和3年度の農地法第3条の処理件数は43件、農地転用の処理件数は、71件です。

7ページをご覧ください。

農地所有適格法人数が24法人、報告書提出者が23法人です。未提出者に対して通知の催促を行っているところです。

また、情報の提供等については、賃貸借の申請件数が、188件、農地の権利移動等は、359件となっております。

8ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、活動計画の点検・評価をホームページにより公表を行っているところです。

以上が、令和3年度の「点検・評価」（案）でございます。

次に、令和4年度の「最適化活動の目標」（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください。

令和4年4月1日現在の、「農業委員会の状況」、「農家・農地等の概要」で、委員の状況、農家経営体、農業者数、耕地面積について掲載しております。

10ページをご覧ください。

「最適化活動の目標」では、現状の農地集積率、目標年度における集積率、遊休農地解消に向けた取り組みについて記載しております。

11ページをご覧ください。

「新規参入の促進」については、過去3年間の経営体数及び経営面積、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動については、月1人当たりの活動日数は10日を目標とさせていただきます。これは、全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ事項の月当たり概ね10日程度を基にしています。また、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進について、強化

月間として7月、8月、12月を設定しています。

令和3年度の業務が計画どおり運営できましたことは、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご協力の賜物と感謝しているところです。

この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

また、令和4年度の目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、令和3年度の「点検・評価」（案）及び令和4年度の「最適化活動の目標」（案）について説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案、令和3年度の「点検・評価」（案）及び令和4年度の「最適化活動の目標」（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第7号議案、令和3年度の「点検・評価」（案）及び令和4年度の「最適化活動の目標」（案）は承認することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第24回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時 21分